

閲覧用

平成28年 第5回

神崎市農業委員会総会議事録

平成28年5月6日

神崎市農業委員会

平成28年 第5回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年5月6日(金) 9時30分 開会

2. 開催場所 神崎市役所 3-3会議室

3. 出欠者の状況

出席委員 13名 欠席委員 なし 傍聴者 2名

番号	役職	氏名	出欠
1	会長	森 義博	出
2	副会長	筒井 信秀	出
3	委員	服巻 玉美	出
4	委員	香月 涼子	出
5	委員	馬渡 次秋	出
6	委員	原 隆行	出
7	委員	大田 一秀	出
8	委員	福田 省二	出
9	委員	・田 良正	出
10	委員	鶴 博行	出
11	委員	福田 肇	出
12	委員	黒田 和吉	出
13	委員	本間 昭久	出

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

2番 筒井 信秀 委員 3番 服巻 玉美 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 江口 重信 係長 山口 秀利

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(所有権移転)について	2件

議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	133件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	18件
報告第2号	農用地等の売渡希望申出書の取下げについて	1件

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長	江口 重信
農政農地係長	山口 秀利
農政農地係主事	市丸 麻記

【農政水産課職員】

農政企画係長	平 義 孝
農政企画係主事	桑原 健太郎

6. 会議の概要

事務局長

改めまして、おはようございます。

本日は、お忙しい中、また、足元の悪い中、総会に出席していただき誠にありがとうございます。

着席して議事を進めさせていただきます。

それでは、平成28年第5回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長の挨拶をお願いいたします。

会 長

それでは、座って失礼します。

先ほども雑談をしておりましたが、麦の穂が日に日に熟れて来ております。例年この時期は、たいてい倒伏が見られますが、今年は少ないようでございます。どうかこのままのいい状態で収穫を迎えることを願うところであります。

今日は、私も初めてでございますので、若干不慣れなところがございます。どうか皆様の協力をお願いします。

それでは、只今から平成28年第5回神崎市農業委員会総会を開催いたします。

事務局長

ありがとうございました。

本日の出席委員は、13名でございます。

全員出席でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立していること宣言いたします。

それでは、これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。

(会長これより議長となる。)

議長

それでは、お手元の会議資料に沿って会議を進めさせていただきます。

それでは、日程第1議事録署名委員の指名を行います。

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、2番 筒井 委員と3番 服巻 委員の2名をご指名いたします。

よろしくをお願いいたします。

議長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を、事務局の江口局長、山口係長を指名します。

議長

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)について	2件
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	133件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	18件
報告第2号	農用地等の売渡希望申出書の取下げについて	1件

5議案143件、報告第1号、第2号の19件でございます。

以上、ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長

それでは、只今から議事に入りますが、質問のある方は挙手をされ、指名してから、議席番号と氏名を言って、マイクを通して発言されるようお願いします。

(申請者入室)

議 長

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議 長

それでは、受付番号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

第5条は、農地又は採草放牧地を農地以外のものにするために、所有権を移転する場合や使用収益を目的とする賃貸権、または、使用貸借による権利などを設定、移転する場合に許可申請を行うものです。

それでは、受付番号1番 申請地の所在から申し上げます。

申請地の所在、神埼町〇〇 字〇〇 〇〇〇〇番〇の他〇筆

全て田の合計6,870㎡です。

転用の目的は業務用資材置場で、申請理由は記載のとおりです。

譲り渡し人は、滋賀県〇〇市〇〇の〇〇〇〇と譲り渡し及び貸し付け人である神崎市神埼町〇〇の〇〇 〇〇、申請者である譲り受け及び借り受け人は、佐賀市〇〇 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇、施設の用途は、テント干し場兼置場などの合計6,870㎡、総事業費は土地代や整地費など総額〇〇千円で、資金調達は全額自社資金となっております。

転用着工は平成28年6月20日、工事完了は平成28年8月31日を予定されています。

権利の内容は所有権の移転と賃借権の設定で、農振除外の決定は平成27年12月8日。

農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地として、第1種農地と判断されますが、許可基準は「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」が該当して、転用基準を満たしております。

位置図、計画図などを7ページと8ページに添付しています。

この他に申請に必要な書類として土地利用計画図、事業見積書と資金証明書、佐賀東部土地改良区や神崎市土地改良区との協議書類、神崎市教育委員会への埋蔵文化財の届出関係、申請に係る用途に遅滞なく供することの確約書などが全て提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無についても、雨水、汚水等の処理が適切に計画されていて、地区の区長さん、生産組合長さんによる無条件の排水同意書も提出されていて特に問題はない案件と思われます。

説明は以上です。

議 長

議案第1号、受付番号1番について、地区担当委員の〇〇番 〇〇委員のご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇 です。

第1号議案の受付番号1番は、申請は〇〇の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、〇〇地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、今回の転用は、周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことが無いよう十分に考慮して計画されたていると思われますので、特に支障は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願います。

議 長

ありがとうございました。只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。はい、どうぞ。

〇〇番〇〇委員

〇〇番の〇〇です。

ここに、農業従事者の就業機会と書いてあるんですけど、だいたいここを資材置き場にされることにより、どのくらいの方が就職されるのでしょうか。

議 長

事務区局、説明を。

事務局

先ず、申請書類の許可事例がこの基準でしたので、私共の方も申請者の方に確認して資料を提出していただいております。

現在でも神埼町の同地区については、大部分の方の農業者以外の方も含めまして雇用が主となっておりますけど、今回についても7名程度追加で従業員を雇われるうちの4名は、農業者及び農業の家族等の雇用を〇〇地区等々から神埼町から考えてある計画書が提出されております。

以上です。

議 長

〇〇委員いいですか。

〇〇番〇〇委員

以前にも1回こういうのがあったと思いますが、半年ぐらい前にもあったと思いますが、ここは、既に使われているのですよね。

議 長

どうぞ、事務局。

事務局

〇〇さんとしては、半年前はなかったんですが、私に来て2年が経ちますがありませんでした。千代田の方で流通業者さんが拡張されたことはございましたけど、〇〇さんではありませんでした。

議 長

〇〇委員いいですか。

〇〇番〇〇委員

大変失礼しました。

議 長

他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、無いようでございますので、異議なしと認め、質疑を終了します。
申請者の方は退室をお願いします。 どうもご苦労様でした。

(申請者退室)

議 長

では、これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定をいたします。

(受付番号2番 申請者入室)

議 長

それでは、受付番号2番を議題といたします。事務局から説明いたします。

事務局

【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

それでは、受付番号2番 申請地の所在：神埼町〇〇 字〇〇 〇〇番〇〇の他〇〇
筆 農地の計9 4 9 m²と、この他に宅地、雑種地の計〇〇筆と一体となった全体計
画面積が1, 1 3 1. 3 7 m²です。転用の目的は共同住宅で、申請理由は記載のと
おりです。

譲り渡し人は、神崎市神埼町〇〇の〇〇 〇〇、申請者である譲り受け人は神崎市〇〇 〇〇の〇〇〇〇、施設の用途は共同住宅等で合計1, 131. 37㎡、総事業費は土地代や整地費、建設費など総額〇〇千円で、資金調達は全額借入れ金です。

転用着工は平成28年6月5日、工事完了は平成28年9月30日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外の決定は平成23年12月19日。

農地区分は市役所よりおおよそ300m以内の市街地内にある農地で、第3種農地と判断され、「許可し得る」案件となっております。

位置図、計画図などを9ページと10ページに添付しています。

この他に申請に必要な書類としまして土地利用計画図、事業見積書と資金証明書、佐賀東部土地改良区及び神崎市土地改良区との協議書類、神崎市教育委員会への埋蔵文化財の届出関係、申請に係る用途に遅滞なく供することの確約書などが全て提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無についても、雨水及び汚水等の処理が適切に計画されていて、隣接農地所有者の同意や地区の区長さん、生産組合長さんによる無条件の排水同意書も提出されていて特に問題はないと思われま

説明は以上です。

議 長

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

議案第1号、受付番号2番について、土地の所在は、神埼町〇〇でございます。

〇〇番の 〇〇 が意見を述べさせていただきます。

第1号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりでございます。

〇〇地区担当の推進委員さんとともに現地の状況そして転用の内容等を申請関係者などに確認しました。今回の転用で周辺農地の営農活動に特に支障は無いと考えています。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

何かご質疑ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

特に異議がなければ、異議なしと認め、質疑を終了いたします。
申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号2番 申請者退室)

議 長

それでは、採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方、挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号3番 申請者入室)

議 長

次に、議案書の2ページをお開き頂きたいと思います。

受付番号3番を議題といたします。事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号3番 申請地の所在：神埼町〇〇 字〇〇番〇〇の他〇〇筆の合計
4 9 2 m²転用の目的は分家住宅で、申請理由は記載のとおりです。

貸し付け人は神崎市神埼町〇〇の〇〇〇〇、申請者である借り受け人は神崎市神
埼町〇〇番地〇〇 〇〇〇〇、 施設の用途は分家住宅など合計4 9 2 m²、総事業
費は、造成費は申請人が自営業で機材や資材が自分でまかなえるとのことですので、
建設費などの〇〇千円、資金調達は全額借り入れ金です。転用着工は平成2 8年6
月1日、工事完了は平成2 8年1 2月末日の予定です。

権利の内容は使用貸借による権利の設定で、農振除外の決定は平成2 8年3月8
日。

農地区分は概ね1 0 h a以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農
地と判断されますが、許可基準は「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域にお

いて居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」が該当します。

位置図、計画図などを11ページと12ページに添付しています。

この他に申請に必要な書類としまして土地利用計画図、事業見積書と資金証明書、佐賀東部土地改良区や神崎市土地改良区との協議書類、神崎市教育委員会への埋蔵文化財の届出関係、申請に係る用途に遅滞なく供することの確約書などが全て提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無についても、雨水、汚水等の処理が適切に計画されていて、特に汚水は市下水道に接続されます。そして区長さん、生産組合長さんによる無条件の排水同意書も提出されていて特に問題はないと思われれます。

説明は以上です。

議 長

議案第1号、受付番号3番について、地区担当委員〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

この、第1号議案の受付番号3番の申請地区は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、当地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、今回の転用は周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことが無いよう十分に考慮して計画されたと思われれますので、特に支障は無いと考えています。

この11番の図のすぐ東側の所の家が〇〇〇〇さんの家でありまして、その隣接地に自分の家を建てて、将来は農業を担って行くという考えであられると思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号3番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

無ければ、異議なしと認め、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号3番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号3番について、許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号1番 申請者入室)

議 長

それでは、議案書の3ページをお開き頂きたいと思えます。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請、受付番号1番についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局

【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第2号 農地法第4条の規程による許可申請について説明します。

第4条は、農地の権利者自らが農地又は採草放牧地を農地以外のものにするために許可申請を行うものです。

それでは、受付番号1番 土地の所在から申し上げます。神埼町〇〇 字〇〇 〇〇番 田の571㎡転用の目的は鉄工所の資材置場で、申請理由は記載のとおりです。

申請人は神崎市神埼町〇〇 〇〇番地、 〇〇〇〇、 施設の用途は、資材置場

などの合計571㎡ 総事業費は、造成費は申請人が重機を所有し自分でまかなえるとのことで資材代の〇〇千円これは敷き砂利等が見積もっており、

総額5,000千円未満なので資金証明書は不要な案件となります。

転用着工は平成28年6月6日、工事完了は平成28年7月31日を予定されています。

農振除外の決定は平成27年12月8日。農地区分は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断され、許可基準としまして「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」が該当いたします。

位置図及び計画図などを13ページと14ページに添付しています。

この他に申請に必要な書類として土地利用計画図、佐賀東部土地改良区や神崎市土地改良区との協議書類、神崎市教育委員会への埋蔵文化財の届出関係、申請に係る用途に遅滞なく供することの確約書などが全て提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無についても、雨水、汚水等の処理が適切に計画されていて、区長さん、生産組合長さんによる無条件の排水同意書が提出されていて特に問題はないと思われまます。

説明は以上です。

議 長

議案第2号、受付番号1番について、地区担当委員の〇〇番〇〇委員のご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第2号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、〇〇地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、今回の転用は周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことが無いよう十分に考慮して計画されたと思われまますので、特に支障は無いと考えています。

みなさまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。只今、地区担当委員の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。受付番号1番について何かご質疑ございませんでしょうか。
(質疑・応答)

議 長

ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長

無いようですので、異議なしと認め、質疑を終了します。
申請者の方は退室をお願いします。ご苦勞さまでした。
(受付番号1番 申請者退室)

議 長

では、これより採決に入ります。
議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請、受付番号1番について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。
この本案につきましては、許可相当とし、県へ進達することに決定をいたします。

議 長

次に、議案書の4ページをお開き頂きたいと思います。
議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局

【議案第3号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請を説明します。
受付番号1番 申請地所在は神埼町〇〇字〇〇 〇〇番〇〇、〇〇字〇〇

〇〇番〇〇、〇〇字〇〇 〇〇番〇〇の田〇〇筆で、面積は6, 7 1 2 m²です。

申請理由は、「経営規模拡大の為に取得したいので申請します。」ということです。
移転する権利は所有権で、譲渡人、譲受人は、記載のとおりです。

売買価格は10a 当たり〇〇円で取引されているとのこと。

許可基準である農地法第3条第2項第1号について、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われます。

第4号については、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回るとされます。

第5号については、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号については、権利取得者が、地元との役割分担に従うということで地元生産組合長の同意書も添付されており、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われます。以上より農地法第3条の許可基準を満たしていると思われます。

以上です。

議 長

只今、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

無いようですので、異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求お願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって本案は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長

次に、受付番号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番 申請地所在は脊振町〇〇字〇〇番〇〇の畑〇〇筆で面積は177㎡です。申請理由は、「以前に交換し管理していたが名義変更ができていなかったため申請します。」ということです。

移転する権利は所有権で、譲渡人、譲受人は、記載のとおりです。

許可基準である農地法第3条第2項第1号について、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われまます。

第4号については、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われまます。

第5号については、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号については、権利取得者が、地元との役割分担に従うということで地元生産組合長の同意書も添付されており、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われまます。

以上より農地法第3条の許可基準を満たしていると思われまます。

以上です。

議 長

只今、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ございませんか。ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

無いようですので、異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長

次に、受付番号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号3番 申請地所在は千代田町〇〇字〇〇 〇〇番、〇〇字〇〇 〇〇番、〇〇字〇〇 〇〇番の田、〇〇筆で、合計面積は8, 447㎡です。申請理由は、「経営規模拡大の為に取得したいので申請します。」ということです。

移転する権利は所有権で、譲渡人、譲受人は、記載のとおりです。

売買価格は10a当たり〇〇円で取引されているとのことです。

許可基準である農地法第3条第2項第1号について、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われまます。

第4号については、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われまます。

第5号については、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号については、権利取得者が、地元との役割分担に従うということで地元生産組合長の同意書も添付されており、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われまます。

以上より農地法第3条の許可基準を満たしていると思われまます。

以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号3番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

無いようでございますので、異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これから採決に入ります。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長

次に、議案書の5ページをお開き頂きたいと思います。

受付番号4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号4番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号4番 申請地所在は脊振町〇〇字〇〇 〇〇番〇〇、〇〇字〇〇 〇〇番の田、〇〇筆で、合計面積は2, 211㎡です。申請理由は、「経営規模拡大の為に取得したいので申請します。」ということです。

移転する権利は所有権で、譲渡人、譲受人は、記載のとおりです。

譲渡人が相続した土地を、贈与より取得されるとのこと。

許可基準である農地法第3条第2項第1号について、権利を取得しようとする世

帯等が、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されれると思われま。貸付けている農地がございすが、所有するすべての農地を効率的に耕作するという全部効率利用要件との関係においては、借受人が適切に耕作する貸付地は、この要件の判断に含まれないことが農林水産事務次官通知で明確にされておりますので問題ないと思われま。また、契約解除を行った場合、借受人の生産力低下につながるため今後も賃貸借契約を継続したいとの事由書も提出されております。

第4号については、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われま。

第5号については、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号については、権利取得者が、地元との役割分担に従うということで地元生産組合長の同意書も添付されており、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われま。

以上より農地法第3条の許可基準を満たしていると思われま。

以上です。

議 長

只今、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号4番について、何かご質疑ございせんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ありせんか。

(異議なしの声あり)

議 長

無いようですので、異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号4番について、許可することに賛成の方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。
よってこの本案は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長

次に、議案書の6ページをお開き頂きたいと思います。
議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画(所有権移転)についてを議題といたします。
受付番号1番と受付番号2番は、農業公社への売渡しによる所有権移転でございます。
それでは、受付番号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)について説明します。

受付番号1番です。平成28年1月にあっせん委員を決定し、調整の結果買受人の見込みが立ったため、農業公社への所有権移転を決定するものです。

土地の所在および所有権を移転する者などは記載のとおりです。財産処分のために売渡を希望されております。買受人については、来月以降審議の予定です。

以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。受付番号1番について何かご質疑ございませんでしょうか。
(質疑・応答)

議 長

ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長

無いようですので、異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第4号、受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって、この案件については、承認することに決定いたします。

議 長

次に、受付番号2番を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局

【議案第4号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番です。平成28年3月にあっせん委員を決定し、調整の結果買受人の見込みが立ったため、農業公社への所有権移転を決定するものです。

土地の所在および所有権を移転する者などは記載のとおりです。財産処分のために売渡を希望されています。買受人については、来月以降審議の予定です。

以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第4号、受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定をいたします。

(農政水産課入室)

議 長

それでは、別冊の議案第5号 農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についてを議題といたします。

議 長

それでは、提案者である農政水産課から総括表について説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の桑原と申します。よろしくお願ひいたします。

着席して説明させていただきます。

説明に入る前に議会書の修正があります。議案書の1ページ利用権設定関係総括表につきまして合計の件数が136件となっておりますが133件に修正をお願いします。

それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、「市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない。」とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお

開きください。

神埼町	新規	7件	再設定	68件	計	75件
-----	----	----	-----	-----	---	-----

内訳は田	187筆	352,080㎡
------	------	----------

千代田町	新規	14件	再設定	44件	計	58件
------	----	-----	-----	-----	---	-----

内訳は田	139筆	300,404㎡
------	------	----------

畑	1筆	264㎡
---	----	------

計	140筆	300,668㎡
---	------	----------

神埼市の合計133件

内訳は田	326筆	652,484㎡
------	------	----------

畑	1筆	264㎡
---	----	------

計	327筆	652,748㎡
---	------	----------

となっております。なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議長

只今、総括表の説明が終わりました。次に集計表について審議をいたしますが、議事参与の制限を受ける案件がございますので、それを先に審議をいたします。

議長

千代田町再設定分の14ページの受付番号25番から受付番号27番までを審議いたしますが、〇〇番 〇〇〇〇 委員が議事参与の制限を受けますので、退室を求めます。

(11番 〇〇委員退室)

議長

それでは、千代田町再設定分の受付番号25番から受付番号27番までについて審議をいたします。

提案者である農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の14ページの 千代田町 再設定25番から27番の申し出について説明します。

左の方から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・

氏名、現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、設定の利用目的、設定期間となっております。

設定する内容は田 10筆 25, 429㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。はい、〇〇番 〇〇委員さん

〇〇番〇〇委員

理由目的のですね賃借料の中で使用貸借と書いてありますが、どういうことでしょうか。

議 長

農政水産課より説明をお願いします。

農政水産課

この場合、無償で賃借されている形で、このような標記をさせていただいております。

議 長

〇〇委員よろしいですか。

議 長

無いようでございますので、異議なしと認め、質疑を終了します。

(異議なしの声あり)

議 長

これより採決に入ります。

議案第5号、農用地利用集積計画、千代田町再設定分の受付番号25番から受付番号27番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定をいたします。

議 長

それでは、〇〇番 〇〇 委員の入室を許可します。
(11番 〇〇 委員入室)

議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、神埼町新規分の2ページの受付番号1番から受付番号7番までを一括審議をいたします。
農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

説明に入る前に議案書の修正がございます。議案書の2ページ神埼町、新規番号1番につきまして、年額の方が〇〇円となっておりますが、〇〇円に訂正をお願いします。

それでは、議案書の2ページの 神埼町、新規1番から7番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田 14筆 25, 529㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。 説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。
(質疑・応答)

議 長

ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長

無いようでございますので異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第5号、神埼町新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、神埼町再設定分の3ページの受付番号1番から9ページの受付番号68番までを一括審議をいたします。

農政水産課から説明を願います。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの 神埼町、再設定1番から9ページの68番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田 173筆 326, 551㎡となっております。その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

無いようでございますので異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第5号、神埼町再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、千代田町新規分の10ページの受付番号1番から11ページの受付番号14番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の10ページの千代田町、新規1番から11ページの14番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田 37筆 70, 129㎡ 畑 1筆 264㎡

計 38筆 70, 393㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

無いようでございますので、異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第5号、千代田町新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案につきましては、原案のとおり承認することに決定をいたします。

議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、千代田町再設定分の12ページの受付番号1番から15ページの受付番号44番までを一括して審議いたします。

農政水産課、説明をお願いします。

農政水産課

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の12ページの千代田町 再設定1番から15ページの44番までの申し出について説明します。

設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして田 102筆230, 275㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

無いようでございますので、異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第5号、千代田町再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、全員賛成でございます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定をいたします。

議 長

以上で議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定関係の審議を終わります。

農政水産課の皆さん、どうもお疲れ様でした。

(農政水産課退室)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題といたします。1ページの受付番号1番から6ページの受付番号18番までを一括して事務局から報告をいたします。

事務局

【報告第1号、受付番号1番から受付番号18番までを報告書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18号第6項の規定による通知の確認について
農地法第18条第1項ただし書き第1号から第6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。

1ページから6ページに記載しております、受付番号1番から18番につきましては、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約ですので、お目通しをお願いします。 以上です。

議長

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今、事務局からの報告のとおりでございます。

議長

次に、報告第2号、農用地等の売渡希望申出書の取下げについてを議題といたします。別冊の7ページをお開きください。

受付番号1番について事務局から報告をいたします。

事務局

【報告第2号、受付番号1番の報告書を基に朗読後、説明】

報告第2号 農用地等の売渡希望申出書の取り下げについて
受付番号1番について、申出者、土地の所在、面積等については、記載のとおりです。

平成27年8月の総会においてあっせん委員の指名をおこなった案件ですが、申出者が相対による売買を希望されたため取り下げとなりました。なお、当該物件は、農地法第3条による許可申請が提出され、本日の議案第3号受付番号3番で審議されております。

以上です。

議長

報告第2号、農用地等の売渡希望申出書の取下げについては、只今、事務局からの報

告のとおりでございます。

議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了をいたしました。
これをもちまして、平成28年第5回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。
長時間のご審議ありがとうございました。

10時35分 閉会

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規程によりここに署名する。

平成28年5月6日

神崎市農業委員会

会 長 _____

2 番 委 員 _____

3 番 委 員 _____